

## 宿 泊 約 款

### (適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとし、
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### (宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求等行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 兵庫県旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 9 時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当施設の契約解除権)

第 7 条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるときと認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 兵庫県旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、清掃の必要がなければ、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロント等サービス時間

イ 門限 24:00 開門 6:00

ロ フロントサービス 7:00~21:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝食 7:00~9:00

ロ 夕食 17:00~21:00

(3) 附帯サービス施設時間

大浴場(男・女) 6:00~7:30、16:00~24:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントサービス時間内にフロントにおいて行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 13 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

<別表第 1> 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料+飲食料等) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ④ サービス料 (③×10%)
	税金	消費税

備考

- (1) 基本宿泊料は別に掲示する料金表によります。
- (2) 子供の基本宿泊料は小学生以下に適用し、大人に準じ寝具等を提供したときは大人基本宿泊料金より 1,190 円割引をいたします。  
寝具及び食事を提供しない幼児については、無料とさせていただきます。

<別表第 2> 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 日前
1 名につき	100%	3,000 円	2,000 円	1,000 円

備考

- (1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (2) 食事予約のある場合の当日違約金は、食事料全額を申し受けます。

## 利用規則

快適なご宿泊をいただきますように、宿泊約款第10条の定めにある通り、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは宿泊約款第7条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合がございます。

### ● 客室及び各施設のご利用について ●

1. 客室をご宿泊以外の目的でご利用されることは堅くお断りいたします。
2. 施設内への許可のないご飲食物の持ち込み及び外部からの取り寄せはお断りいたします。
3. 訪問客とのご面会は1階ロビー及びフェルマータにてお願いいたします。客室内にお招きになったり、客室内の諸設備、物品などを使用させたりしないでください。
4. 未成年者のご宿泊は、その保護者の許可がない場合お断りすることがございます。
5. ご宿泊日数又はご宿泊人数を変更される場合は、前もってフロント係員にご連絡をお願いいたします。
6. 宿泊の契約は、最長で連続7泊までとし、それ以上の長期におよぶご利用に関しては、改めてのご宿泊契約を行い、従って、賃借権、居住権等、借家法その他居住に関連する法律上の権利を発生するものではありません。
7. 宿泊登録者以外の方のご宿泊は堅くお断りいたします。
8. お部屋にご到着の際、非常口の位置及び避難経路のご確認をお願いいたします。
9. 客室内及び廊下等、施設内でのアイロン及びキャンドル使用、暖房用、炊事用などの火器の使用は堅くお断りいたします。
10. 定められた場所以外での喫煙は固くお断りいたします。
11. 1.5キロワット以上の電気製品をご使用にならないでください。
12. 客室に来訪者があった場合は、ご確認ください。不審者と思われる場合は、フロントデスクにご連絡ください。
13. 客室の窓の施錠を操作し開放したりしないでください。
14. お子様の大浴場のご利用は、保護者同伴でお願いいたします。

### ● 貴重品、お預かり品について ●

1. 現金、貴重品等は、あらかじめ種類及び価額を明告しフロントへお預けください。お預かり期間は、宿泊期間内のみとさせていただきます。
2. 当施設内での遺失物の処理は、一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届け出ます。(宿泊約款第16条参照)

### ● お支払い等について ●

1. ご利用代金のお支払いは、現金またはクレジットカードとさせていただきます。手形・小切手はお断りいたします。
2. ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので予めご了承ください。
3. ご宿泊日数を延長なさる場合は、お勘定を前もってお支払いいただくことがございますので予めご了承ください。

● 公共の秩序に反する恐れのある場合について ●

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律等77号）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当施設の利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）
2. 反社会团体及び反社会的団員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当施設の利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）
3. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当施設の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
4. 当施設を利用する方が心神耗弱、薬品等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
5. 施設内及び客室内で大声、放歌及び喧嘩な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。
6. その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。

● 駐車場のご利用について ●

1. 駐車場ご利用の際は、まずフロント又は係員のその旨をお申し出いただき、その指示に従ってください。
2. 駐車中の車内に貴重品及びその他の物品を放置しないでください。
3. 駐車場内では安全に十分注意をし、「空ぶかし」や「エンジンのアイドリング」等近隣住民に迷惑がかかるような行為はおやめください。

● 施設内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、または行為はご遠慮ください。 ●

1. 施設内で許可なく告知物の配布や貼紙、物品の販売・展示等の行為は堅くお断りいたします。
2. 当施設の名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の写真または模写した映像、その他商標・意匠等、当施設が所有する権利を許可なく使用することは堅くお断りいたします。
3. 施設内外及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動したり、許可なく変更、加工しないでください。万一それら備品の紛失・破損等があった場合はその実費を弁済いただくことがあります。
4. 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
5. 施設内に次のような物をお持ち込みにならないでください。
  - a. 愛玩の動物、鳥類等
  - b. 異臭を発するもの（お香、線香も含む）
  - c. 銃砲、刀剣類等
  - d. 発火または引火しやすい火薬・揮発油類等
6. 施設の外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないでください。
7. 窓から物品を投げないでください。
8. 禁煙室での喫煙が判明した際は、客室売り止め費用等の請求をさせていただくことがあります。